

# 奈良市公報

第112号

令和6年1月16日発行  
 発行所 奈良市役所  
 発行人 奈良市長  
 編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 条 例

月 日	番号	件 名	主 管
12 27	33	奈良市公報号外第13号に掲載	DX推進課
12 27	34	奈良市公報号外第13号に掲載	人事課
12 27	35	奈良市公報号外第13号に掲載	人事課
12 27	36	奈良市公報号外第13号に掲載	人事課
12 27	37	奈良市公報号外第13号に掲載	人事課
12 27	38	奈良市公報号外第13号に掲載	市民課
12 27	39	奈良市公報号外第13号に掲載	子ども育成課、福祉医療課
12 27	40	奈良市公報号外第13号に掲載	国保年金課
12 27	41	奈良市公報号外第13号に掲載	地域づくり推進課
12 27	42	奈良市公報号外第13号に掲載	スポーツ振興課
12 27	43	奈良市公報号外第13号に掲載	環境政策課
12 27	44	奈良市公報号外第13号に掲載	住宅課
12 27	45	奈良市公報号外第13号に掲載	医療政策課
12 27	46	奈良市公報号外第13号に掲載	企業総務課

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
12 21	63	奈良市公報号外第13号に掲載	市民税課
12 27	64	奈良市公報号外第13号に掲載	DX推進課

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 18	550	農用地利用集積計画の決定	農政課
12 19	551	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12 19	552	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12 20	553	大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の公衆縦覧	都市計画課
12 20	554	特定生産緑地の指定の解除	都市計画課
12 21	555	放置自転車等の保管	環境政策課

12	21	556	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
12	21	557	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
12	22	558	令和5年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
12	21	559	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
12	22	560	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課
12	22	561	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課
12	22	562	指定管理者の指定	都祁行政センター地域振興課
12	25	563	指定管理者の指定	土木管理課
12	25	564	令和5年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
12	25	565	電線共同溝を整備すべき道路の指定	土木管理課
12	25	566	指定管理者の指定	文化振興課
12	25	567	指定管理者の指定	文化振興課
12	25	568	指定管理者の指定	文化振興課
12	25	569	指定管理者の指定	文化振興課
12	25	570	指定管理者の指定	文化振興課
12	25	571	指定管理者の指定	文化振興課
12	25	572	指定管理者の指定	文化振興課
12	25	573	指定管理者の指定	文化振興課
12	27	574	指定管理者の指定	奈良町にぎわい課
12	27	575	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	28	576	指定管理者の指定	共生社会推進課
12	28	577	指定管理者の指定	共生社会推進課
12	28	578	指定管理者の指定	共生社会推進課
12	28	579	指定管理者の指定	共生社会推進課
12	28	580	指定管理者の指定	共生社会推進課
12	28	581	放置自転車等の保管	環境政策課
<b>監 査</b>				
月	日	番号	件 名	
12	28	20	定期監査の実施	
<b>公 営 企 業</b>				
月	日	番号	件 名	主 管
12	21	69	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
12	27	70	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	企業総務課

12	27	20	奈良市公報号外第13号に掲載	企業総務課
12	27	21	奈良市公報号外第13号に掲載	企業総務課
12	27	22	奈良市公報号外第13号に掲載	企業総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
12	27	10	奈良市公報号外第13号に掲載	教育政策課

告 示

**奈良市告示第550号**

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により公告する。

令和5年12月18日

奈良市長 仲川元庸  
(令和5年12月18日掲示済)

**奈良市告示第551号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年12月19日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年10月31日 奈良市指令整開 第22A-18号  
令和5年12月15日 奈良市指令整開 第22A-18-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年12月19日 第1874号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺南町158番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中町4993番地  
杉本 唯夫

(令和5年12月19日掲示済)

**奈良市告示第552号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年12月19日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和5年10月6日 奈良市指令整開 第23A-14号  
令和5年12月6日 奈良市指令整開 第23A-14-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年12月19日 第1875号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南一丁目963番130

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字出雲1176番地  
奥谷 大和

(令和5年12月19日掲示済)

**奈良市告示第553号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市

計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月20日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市青野町、青野町二丁目、秋篠町、石木町、押熊町、杏町、北永井町、五条畑一丁目、西九条町二丁目、西大寺町、西大寺赤田町一丁目、西大寺赤田町二丁目、西大寺北町二丁目、西大寺小坊町、西大寺芝町二丁目、西大寺新田町、西大寺野神町一丁目、西大寺竜王町一丁目、三条大路三丁目、四条大路二丁目、四条大路四丁目、七条一丁目、菅野台、菅原町、大安寺二丁目、東九条町、中山町、中山町西二丁目、中山町西三丁目、疋田町一丁目、疋田町四丁目、疋田町五丁目、白毫寺町、平松一丁目、平松二丁目、平松四丁目、藤ノ木台一丁目、宝来四丁目、法蓮町、法華寺町、三碓二丁目、三碓三丁目、三碓七丁目、南登美ヶ丘、南新町、六条一丁目、六条二丁目及び六条西三丁目の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

(令和5年12月20日掲示済)

### 奈良市告示第554号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月20日

奈良市長 仲川元庸

生産緑地地区番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
280	法華寺町地内	約892㎡	令和3年12月27日
	法華寺町地内	約667㎡	令和3年12月27日

区域は解除図表示のとおり

解除図省略

(令和5年12月20日掲示済)

### 奈良市告示第555号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年12月21日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年12月14日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 5 年 12 月 21 日 掲示済)

**奈良市告示第 556 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定(更新)したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 12 月 21 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 5 年 12 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910100581	有限会社 テンド ー・ハ ート	630-8115	奈良県奈 良市大宮 町二丁目 5-9-102	有限会社 テンド ー・ハ ート	630-8115	奈良県奈 良市大宮 町二丁目 5-9-102	同行援護	令和 11 年 11 月 30 日
2910100979	株式会社 ニチイ学 館	101-0062	東京都千 代田区神 田駿河台 四丁目 6 番地	ニチイケ アセンタ ーほうれ ん	630-8113	奈良県奈 良市法蓮 町 1088-1 ら・ほう れん 1 階	同行援護	令和 11 年 11 月 30 日
2910101084	有限会社 ふぁみり ーえいど	630-8034	奈良県奈 良市五条 西一丁目 29-17	有限会社 ふぁみり ーえいど	630-8034	奈良県奈 良市五条 西一丁目 29-17	行動援 護、同行 援護	令和 11 年 11 月 30 日
2910101514	株式会社 あくび	630-8451	奈良県奈 良市北之 庄町 45-1	LOVE	630-8451	奈良県奈 良市北之 庄町 45-1	居宅介 護、重度 訪問介 護、行動 援護	令和 11 年 11 月 30 日
2910102744	社会福祉 法人なら やま会	630-8104	奈良県奈 良市奈良 阪町 2532- 3	おりがみ	630-8206	奈良県奈 良市手貝 町 28	生活介 護、就労 継続支援 B 型	令和 11 年 11 月 30 日

(令和 5 年 12 月 21 日 掲示済)

**奈良市告示第 557 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和5年12月21日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年11月30日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102736	一般社団法人愛ハピネス	631-0012	奈良県奈良市中山町1144-1102号室	障がいサービス愛ハピネス	631-0012	奈良県奈良市中山町1144-1102号室	居宅介護、重度訪問介護、行動援護

(令和5年12月21日揭示済)

**奈良市告示第558号**

令和5年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第5号）
- 2 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第6号）
- 3 令和5年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 4 令和5年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和5年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和5年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）

## 令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,478,625千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,245,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		19,280,000 <sup>千円</sup>	271,463 <sup>千円</sup>	19,551,463 <sup>千円</sup>
	1. 地方交付税	19,280,000	271,463	19,551,463
16. 国庫支出金		34,037,625	553,151	34,590,776
	1. 国庫負担金	21,825,512	253,000	22,078,512
	2. 国庫補助金	3,611,241	143,781	3,755,022
	4. 国庫交付金	8,453,499	156,370	8,609,869
17. 県支出金		10,487,764	92,404	10,580,168
	2. 県補助金	1,877,222	92,404	1,969,626
19. 寄附金		806,440	350,000	1,156,440
	1. 寄附金	806,440	350,000	1,156,440
21. 繰越金		1,593,425	93,407	1,686,832
	1. 繰越金	1,593,425	93,407	1,686,832
23. 市債		15,375,100	118,200	15,493,300
	1. 市債	15,375,100	118,200	15,493,300
歳入合計		155,767,284	1,478,625	157,245,909

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		661,939 <sup>千円</sup>	2,180 <sup>千円</sup>	664,119 <sup>千円</sup>
	1. 議会費	661,939	2,180	664,119
2. 総務費		17,525,601	579,409	18,105,010
	1. 総務管理費	11,787,637	261,581	12,049,218
	3. 徴税費	1,544,556	249,015	1,793,571
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,116,886	66,998	1,183,884
	5. 選挙費	216,919	1,350	218,269

款	項	補正前の額	補正額	計
	6. 統計調査費	31,290 <sup>千円</sup>	△ 2,897 <sup>千円</sup>	28,393 <sup>千円</sup>
	7. 監査委員費	58,661	3,362	62,023
3. 民生費		70,399,513	666,792	71,066,305
	1. 社会福祉費	33,174,554	42,362	33,216,916
	2. 児童福祉費	24,055,813	355,280	24,411,093
	3. 生活保護費	12,972,977	274,850	13,247,827
	4. 国民年金事務費	196,169	△ 5,700	190,469
4. 衛生費		14,665,725	△ 1,100	14,664,625
	1. 保健衛生費	6,606,626	△ 3,275	6,603,351
	2. 保健所費	1,640,304	△ 90,220	1,550,084
	3. 清掃費	6,266,969	92,395	6,359,364
5. 労働費		125,910	470	126,380
	1. 労働諸費	125,910	470	126,380
6. 農林水産業費		800,303	369	800,672
	1. 農林費	800,303	369	800,672
7. 商工費		813,143	△ 4,096	809,047
	1. 商工費	813,143	△ 4,096	809,047
8. 観光費		1,071,096	415	1,071,511
	1. 観光費	1,071,096	415	1,071,511
9. 土木費		11,300,076	297,382	11,597,458
	1. 土木管理費	153,265	△ 234	153,031
	2. 道路橋梁費	3,693,075	198,491	3,891,566
	3. 河川費	301,477	9,065	310,542
	4. 都市計画費	5,354,845	92,010	5,446,855
	6. 住宅費	524,664	△ 1,950	522,714

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 消 防 費		4,262,127 <sup>千円</sup>	△ 6,275 <sup>千円</sup>	4,255,852 <sup>千円</sup>
	1. 消 防 費	4,262,127	△ 6,275	4,255,852
11. 教 育 費		15,742,067	△ 56,921	15,685,146
	1. 教育総務費	5,258,818	△ 25,500	5,233,318
	2. 小学校費	3,062,697	6,260	3,068,957
	3. 中学校費	1,130,140	△ 10,608	1,119,532
	4. 高等学校費	975,905	△ 26,441	949,464
	5. 幼稚園費	767,355	△ 62,150	705,205
	7. 保健体育費	2,852,619	61,518	2,914,137
歳 出 合 計		155,767,284	1,478,625	157,245,909

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
人事給与システム改修経費	令和5年度から 令和6年度まで	3,900 <sup>千円</sup>
人材管理システム導入経費	令和5年度から 令和10年度まで	94,700
太陽光発電設備導入 可能性診断調査委託	令和5年度から 令和6年度まで	12,000
脱炭素先行地域計画 策定業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	20,000
総合税システム改修経費	令和5年度から 令和6年度まで	54,000
後期高齢者健康診査 受診券印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	2,300
学習支援業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	13,000
ガス冷却塔下シュー ト改修工事	令和5年度から 令和6年度まで	120,000
道路橋梁維持補修経費	令和5年度から 令和6年度まで	50,000
A I学習ドリル導入経費	令和5年度から 令和10年度まで	490,000

事 項	期 間	限 度 額
プログラミング学習費 教材導入経費	令和5年度から 令和8年度まで	千円 20,400
小学校教科用図書・指導書 購入経費	令和5年度から 令和6年度まで	112,840
指定管理者による奈良市 ならまちセンターの管理に要する経費	令和6年度から 令和8年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による入江泰吉記念 奈良市写真美術館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による入江泰吉旧居の 管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市 音声館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市済美地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市柳生地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市とみの里 地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市右京地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市帯解地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市朱雀地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東市地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市左京地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市青和地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市佐保川地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市辰市地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月瀬地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西大寺北 地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市佐保台地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市都跡地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市大安寺西 地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東里地域 ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期 間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市佐保地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市伏見地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市明治地域ふれあい会館の管理に要する経費	令和6年度から令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館の管理に要する経費	令和6年度から令和8年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西部会館市民ホールの管理に要する経費	令和6年度から令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市美術館の管理に要する経費	令和6年度から令和8年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市北部会館市民文化ホールの管理に要する経費	令和6年度から令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市緑ヶ丘球場ほか17施設の管理に要する経費	令和6年度から令和8年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市青少年野外活動センターの管理に要する経費	令和6年度から令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市営西部会館駐車場の管理に要する経費	令和6年度から令和8年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市生涯学習センターほか23施設の管理に要する経費	令和6年度から令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市黒髪山キャンプフィールドの管理に要する経費	令和6年度から令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
道 路 事 業	1,860,700 <sup>千円</sup>	1,933,900 <sup>千円</sup>
都 市 計 画 事 業	2,081,400	2,126,400
計	15,375,100	15,493,300

## 令和5年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）

令和5年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,348,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰越金		千円 11,642	千円 16,799	千円 28,441
	1. 繰越金	11,642	16,799	28,441
歳入合計		37,331,642	16,799	37,348,441

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 諸支出金		千円 42,949	千円 16,799	千円 59,748
	1. 還付及び 還付加算金	42,449	16,799	59,248
歳出合計		37,331,642	16,799	37,348,441

令和5年度奈良市土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款・項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

第1表 歳出予算補正

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費		千円 103,841	千円 △ 50,341	千円 53,500
	1. 西大寺駅南 地区土地区画 整理事業費	103,841	△ 50,341	53,500
2. JR奈良駅南 地区土地区画 整理事業費		682,059	50,341	732,400
	1. JR奈良駅南 地区土地区画 整理事業費	682,059	50,341	732,400
歳出合計		1,365,000	—	1,365,000

令和5年度奈良市後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の廃止は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

1. 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	令和5年度から 令和6年度まで	千円 2,300

## 令和5年度奈良市水道事業会計 補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
4. 主要な建設改良事業	2,362,062千円	△117,671千円	2,244,391千円
(7) 都祁地域建設改良費	356,458千円	△ 62,475千円	293,983千円
(8) 月ヶ瀬地域建設改良費	166,130千円	△ 55,196千円	110,934千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,994,000千円」を「不足する額1,916,327千円」に、「当年度分損益勘定留保資金526,862千円」を「当年度分損益勘定留保資金449,189千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	1,733,000千円	△ 39,998千円	1,693,002千円
第3項 補助金	69,410千円	△ 39,998千円	29,412千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,727,000千円	△117,671千円	3,609,329千円
第1項 建設改良費	2,576,678千円	△117,671千円	2,459,007千円

（継続費）

第4条 予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
資本的支出	建 改 良 設 費	都祁水道事業 中央監視制御 システム更新 工事	千円	4	千円 43,670	千円 249,339	4	千円 43,670
			436,700	5	131,010		5	68,535
				6	262,020		6	137,134
		月ヶ瀬簡易 水道事業 中央監視制御 システム更新 工事	4	25,740	千円 91,249	4	25,740	
			257,400	5		77,220	5	22,024
				6		154,440	6	43,485

令和5年度奈良市一般会計  
補正予算（第6号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32,170千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157,278,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		19,551,463 <sup>千円</sup>	32,170 <sup>千円</sup>	19,583,633 <sup>千円</sup>
	1. 地方交付税	19,551,463	32,170	19,583,633
歳入合計		157,245,909	32,170	157,278,079

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		18,105,010 <sup>千円</sup>	1,238 <sup>千円</sup>	18,106,248 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	12,049,218	172	12,049,390
	2. 企画費	2,769,652	321	2,769,973
	3. 徴税費	1,793,571	452	1,794,023
	6. 統計調査費	28,393	293	28,686
3. 民生費		71,066,305	8,632	71,074,937
	1. 社会福祉費	33,216,916	161	33,217,077
	2. 児童福祉費	24,411,093	8,339	24,419,432
	4. 国民年金事務費	190,469	132	190,601
4. 衛生費		14,664,625	3,249	14,667,874
	1. 保健衛生費	6,603,351	3,249	6,606,600
6. 農林水産業費		800,672	79	800,751
	1. 農林費	800,672	79	800,751
9. 土木費		11,597,458	183	11,597,641
	2. 道路橋梁費	3,891,566	119	3,891,685
	6. 住宅費	522,714	64	522,778
11. 教育費		15,685,146	18,789	15,703,935
	1. 教育総務費	5,233,318	17,620	5,250,938
	6. 社会教育費	1,694,533	1,084	1,695,617
	7. 保健体育費	2,914,137	85	2,914,222
歳出合計		157,245,909	32,170	157,278,079

(令和5年12月22日揭示済)

**奈良市告示第559号**

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和5年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期 別	発送年月日	納期限
令和4年度国民健康保険料督促状	2月期	令和5年3月16日	令和5年3月30日
令和4年度国民健康保険料督促状	3月期	令和5年4月20日	令和5年5月8日
令和4年度国民健康保険料督促状	3月期	令和5年5月18日	令和5年6月1日
令和5年度国民健康保険料督促状	6月期	令和5年7月20日	令和5年8月3日
令和5年度国民健康保険料督促状	7月期	令和5年8月17日	令和5年8月31日
令和5年度国民健康保険料督促状	6月期	令和5年9月20日	令和5年10月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	8月期	令和5年9月20日	令和5年10月4日
令和5年度国民健康保険料督促状	8月期	令和5年10月19日	令和5年11月2日
令和5年度国民健康保険料督促状	9月期	令和5年10月19日	令和5年11月2日
令和5年度国民健康保険料督促状	10月期	令和5年11月20日	令和5年12月4日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和6年1月9日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和5年12月22日揭示済)

**奈良市告示第560号**

奈良市都祁生涯スポーツセンター等4体育施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁白石町846番地の5  
奈良市都祁生涯スポーツセンターコート  
奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場  
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート  
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号  
一般財団法人 奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(令和5年12月22日揭示済)

**奈良市告示第561号**

奈良市都祁体育館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市都祁白石町1161番地  
奈良市都祁体育館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条本町13番1号  
一般財団法人 奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
  - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(令和5年12月22日揭示済)

**奈良市告示第562号**

奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市針ヶ別所町1025番地  
奈良市都祁農畜産物処理加工施設  
奈良市都祁農林水産物処理加工施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市針ヶ別所町670番地の1  
一般社団法人 針ヶ別所未来開発  
代表理事 木村 好成
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
  - (2) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(令和5年12月22日揭示済)

**奈良市告示第563号**

奈良市営 JR 奈良駅第1駐車場及び第2駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月25日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条本町8番1号

奈良市営 JR 奈良駅第1駐車場

奈良市三条本町18番地の1

奈良市営 JR 奈良駅第2駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都千代田区神田神保町二丁目4番地

日本パーキング株式会社

代表取締役 玉井 克彦

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 駐車場の供用に関すること。

(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(令和5年12月25日掲示済)

**奈良市告示第564号**

令和5年12月22日付けで専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年12月25日

奈良市長 仲川元庸

1 令和5年度奈良市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度奈良市一般会計  
補正予算（第7号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,386,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,664,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		34,590,776 <sup>千円</sup>	3,386,000 <sup>千円</sup>	37,976,776 <sup>千円</sup>
	4. 国庫交付金	8,609,869	3,386,000	11,995,869
歳入合計		157,278,079	3,386,000	160,664,079

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		71,074,937 <sup>千円</sup>	3,386,000 <sup>千円</sup>	74,460,937 <sup>千円</sup>
	1. 社会福祉費	33,217,077	3,386,000	36,603,077
歳出合計		157,278,079	3,386,000	160,664,079

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3. 民生費			3,326,620 <sup>千円</sup>
	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯 支援給付金事業経費	3,326,620
合 計			3,326,620

(令和 5 年 12 月 25 日 掲示 済)

**奈良市告示第 565 号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示します。

令和 5 年 12 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

道路の種類	路線名	区間	延長 (m)
市道	三条線	自：登大路町地内から（猿沢池西端） 至：高畑町地内まで（一の鳥居交差点）	L=400m

(令和 5 年 12 月 25 日 掲示 済)

**奈良市告示第 566 号**

入江泰吉記念奈良市写真美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 12 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市高畑町 600 番地の 1

入江泰吉記念奈良市写真美術館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町 13 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例（平成 4 年奈良市条例第 19 号）第 3 条に規定する事業の実施に関する  
こと。

(2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関すること。

(4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(5) その他市長が定めること。

(令和 5 年 12 月 25 日 掲示 済)

**奈良市告示第 567 号**

入江泰吉旧居の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 5 年 12 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市水門町 49 番地の 2

入江泰吉旧居

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町 13 番 1 号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市入江泰吉旧居条例（平成25年奈良市条例第64号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 入江泰吉旧居の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

(令和5年12月25日揭示済)

**奈良市告示第568号**

奈良市西部会館市民ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月25日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園南三丁目1番5号  
奈良市西部会館市民ホール

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地  
公益財団法人奈良市生涯学習財団  
理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西部会館市民ホール条例（平成12年奈良市条例第41号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和5年12月25日揭示済)

**奈良市告示第569号**

奈良市ならまちセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月25日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市東寺林町38番地  
奈良市ならまちセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号  
一般財団法人奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならまちセンター条例（平成元年奈良市条例第5号）第5条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和5年12月25日揭示済)

### 奈良市告示第570号

奈良市美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市二条大路南一丁目3番1号  
奈良市美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条本町13番1号  
一般財団法人奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市美術館条例（平成15年奈良市条例第32号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関する事。
  - (3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(令和5年12月25日掲示済)

### 奈良市告示第571号

奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市右京一丁目1番地の4  
奈良市北部会館市民文化ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市杏町79番地の4  
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会  
会長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市北部会館条例（平成16年奈良市条例第17号）第5条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
  - (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(令和5年12月25日掲示済)

### 奈良市告示第572号

なら100年会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市三条宮前町7番1号  
なら100年会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条本町13番1号  
一般財団法人奈良市総合財団  
理事長 西谷 忠雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) なら100年会館条例(平成10年奈良市条例第16号)第3条に規定する事業の実施に関する事。  
(2) なら100年会館(駐車場を除く。)の使用承認及び使用制限に関する事。  
(3) なら100年会館(駐車場を除く。)の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(令和5年12月25日揭示済)

### 奈良市告示第573号

なら100年会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市三条宮前町7番1号  
なら100年会館駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
東京都千代田区神田神保町二丁目4番地  
日本パーキング株式会社  
代表取締役 玉井 克彦
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 駐車場の供用に関する事。  
(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。

(令和5年12月25日揭示済)

### 奈良市告示第574号

奈良市ならまち格子の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市元興寺町44番地  
奈良市ならまち格子の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市中新屋町2番地の1  
奈良町にぎわいの家管理共同体  
代表者 公益社団法人奈良まちづくりセンター 理事長 藤野 正文

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならまち格子の家条例（平成4年奈良市条例第13号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関する事。
- (3) 奈良市ならまち格子の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(令和5年12月27日揭示済)

**奈良市告示第575号**

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール等18体育施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所在地
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4860番地
奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4860番地
奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目905番地
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目905番地
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目1079番地の238
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目1079番地の238
奈良市黒谷コート	奈良市中町2877番地
奈良市黒谷球技場	奈良市中町2877番地
奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2851番地
奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地
奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目902番地の374
奈良市奈良阪球場	奈良市奈良阪町1367番地
奈良市登美ヶ丘球場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1761番地の2

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関する事。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

(令和5年12月27日揭示済)

**奈良市告示第576号**

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市杏町144番地	奈良市杏南第一駐車場
奈良市杏町79番地の1	奈良市杏南第二駐車場
奈良市杏町109番地	奈良市杏南第三駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町100番地の15  
 杏南町自治会駐車場運営委員会  
 会長 岡山 昌史

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項

(令和5年12月28日揭示済)

**奈良市告示第577号**

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市横井一丁目114番地の1	奈良市横井第二駐車場
奈良市横井一丁目625番地の4	奈良市横井第三駐車場
奈良市横井一丁目712番地の1	奈良市横井第四駐車場
奈良市横井一丁目620番地の3	奈良市横井第五駐車場
奈良市横井一丁目637番地の5	奈良市横井第六駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市横井一丁目608番地の1  
 奈良市横井町自治連合会  
 会長 古川 高士

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項

(令和5年12月28日揭示済)

**奈良市告示第578号**

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月28日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市八条一丁目792番地の4	奈良市八条第一駐車場
奈良市八条一丁目781番地の1	奈良市八条第二駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市八条一丁目780番地の3

奈良市八条第二自治会

会長 竹田 一成

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項

(令和5年12月28日揭示済)

**奈良市告示第579号**

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月28日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

指定する公の施設	
所在地	名称
奈良市杏町275番地の4	奈良市杏中第一駐車場
奈良市杏町277番地の1	奈良市杏中第二駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町387番地の10

奈良市杏中町駐車場運営委員会

会長 阪田 秀夫

3 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める管理事項

(令和5年12月28日揭示済)

**奈良市告示第580号**

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17

年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市川上町411番地の1  
奈良市東之阪駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東之阪町20番地  
奈良市東之阪町自治会  
会長 松田好則
- 3 指定管理者の指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 駐車場の供用に関すること。  
(2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が必要と認める管理事項

(令和5年12月28日揭示済)

### 奈良市告示第581号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年12月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
令和5年12月21日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先  
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和5年12月28日揭示済)

監

査

**奈良市監査委員告示第20号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和5年12月28日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同		中	本勝
同		宮	池明
同		内	藤智司

奈 監 第 8 7 号  
令和5年12月28日

奈良市長 仲川元庸様  
 奈良市議会議長 北良晃様  
 奈良市公平委員会委員長 奥田千昭様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同		中	本勝
同		宮	池明
同		内	藤智司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

- 危機管理監 危機管理課
- 総合政策部 秘書広報課 人事課
- 総務部 総務課（保健所・教育総合センター管理室を含む。） 法務ガバナンス課
- 福祉部 保護課 長寿福祉課 福祉医療課
- 子ども未来部 保育総務課 保育所・幼稚園課 一時保護課 子ども支援課
- 観光経済部 観光戦略課 奈良町にぎわい課
- 公平委員会事務局  
（企業局）
- 経営部 経営企画課 企業出納課

2 監査期間

令和5年10月6日から令和5年12月27日まで

3 監査方法

令和4年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和5年5月末日現在（一部は同年3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の調査、照合等を行う方法で監査を実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

危機管理監  
 危機管理課

【意見】

奈良地区防犯協議会及び奈良西地区防犯協議会（以下「協議会」という。）の会計事務について、前回の定期監査において、支払手続のみを市が担っていることに合理的な理由は見当たらないことなどにより見直しを図るよう意見を述べたところであるが、その状況は現在も変わっていない。

協議会の会計事務について、引き続き外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの

必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌に明記するとともに、準公金について内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

**【意見】**

犯罪の発生を抑止し、市民の安心、安全な生活に寄与することが期待できることから、近年防犯カメラの需要が高まり、その設置台数は年々増加する傾向にある。一方、それに伴って個人情報を含む画像情報の流出等のおそれも高まっていると考えられ、その取扱いについては適正な運用が求められるところである。

このような社会情勢を踏まえ、本市において設置している、あるいは、本市が補助金を交付している防犯カメラの管理、運用状況を確認するため関係書類を査閲したところ、以下のような状況が見受けられた。

防犯カメラ設置課の中に、奈良市防犯カメラ設置要綱（平成29年奈良市告示第562号。以下「要綱」という。）第3条第1項に基づく危機管理課への設置の届出を行っていない課があった。また、届出がされていても、要綱第5条第2号に基づく表示等が明確にされていないと考えられる事例が散見された。加えて、届出後の運用状況調査等が行われていないため、要綱第6条に規定する画像記録媒体の保管や画像情報の管理が、適切に行われているか不明な状態であった。

既に述べたように、防犯カメラで撮影された画像は個人情報として適正に取り扱われる必要があることから、本市においては要綱により市民の権利と利益を保護するための具体的な方策を定めている。例えば、要綱第5条第2号においては、防犯カメラが作動中であることや管理責任者を明示することを求めており、また、要綱第6条においては、画像記録媒体の保管方法や紛失及び盗難防止のための措置、画像情報の保存期間等について厳正な取扱いを求めている。

各防犯カメラ設置課においては、要綱の趣旨を十分に理解した上で適切な措置を講じる必要があるが、全庁的に見て要綱の認知度や理解度が低く、講じるべき措置の内容が明確に認識されていないことから前述のような状況が生じているものと考えられる。

このような状況を改善するため、要綱の所管課である危機管理課においては、要綱の趣旨及び目的並びに防犯カメラの適切な設置及び運用に関する具体的な方策を全庁的に周知されたい。

また、自治会等の団体が設置する防犯カメラについても、「自治会等が設置する防犯カメラ設置及び運用に関する奈良市ガイドライン」にのっとりた手続が適切に行われるよう、防犯カメラ設置補助金の交付申請等の機会を通じて的確な指導を行われたい。

総合政策部

秘書広報課

**【意見】**

奈良しみんだより等配布業務委託において、主たる業務である配布業務が複数の業者に再委託され、配布部数の半数以上が再委託業者により配布されていた。なお、別の業者が落札した令和5年度の契約においても同様の状況であった。

このような現状は、当該委託業務が1者のみで完遂できる規模ではない可能性があることを示しているものと思われる。また、委託の規模が入札参加の障壁になっていることも考えられる。

公平性の観点からも、委託範囲を変更するなど発注方法の見直しを検討されたい。

人事課

**【指摘】**

月額で支給している会計年度任用職員の報酬において、月の途中で退職した職員に求める報酬の返納額に算定誤りがあった。

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）第16条及び第17条の規定に基づき、適正に事務処理を行われたい。

総務部

総務課

**【意見】**

今回の定期監査における他課の執行において、副市長が決裁した契約に係る再委託の承認起案が課長専決となっていた事例があった。

当該事例において承認された再委託は適切と言えるものではなく、このことは決裁区分の設定のあり方にも起因しているものと考えられる。

一般的に市が契約を締結するにあたっては、契約方法が入札の場合は入札参加資格等、随意契約の場合は技術力、業務実績等の契約相手方への信頼性を前提としており、再委託によって受注者の履行能力を信頼して業務を委託する意義が薄れることになるため、再委託の承認について適正に審査する必要がある。

しかし、奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）に、再委託の承認についての専決事項が規定されていないため、決裁区分が各所管課の判断で設定されており、契約の相手方に一部変更が生じるという重要な意思決定が適切に判断されないおそれがある状況となっている。

これらのことから、再委託を承認するかどうかについて、適切な決定権者が決裁できるよう、奈良市事務専決規程に「再委託の承認」の項目を明記することを検討されたい。

#### 福祉部

##### 保護課

#### 【意見】

所管課の現金実査を行ったところ、生活保護受給者から受領した保護費の返納金が、受領日から1か月以上処理されず、金庫内で保管されている事例が散見された。

処理状況の確認については、月に1回係長により行われ、未処理のものがあれば担当ケースワーカーに処理を促しているとのことであった。

しかし、返納金は金額、件数ともに多く、現金が長期間保管されることは紛失等のリスクが高くなるため、確認頻度は月1回では十分とは言えないと考える。また、やむを得ず処理に期間を要する場合は、一旦返納金管理用通帳に入金するなど、極力現金を保管する機会を減らすことも重要である。

所管課においては、現金の保管リスクを改めて認識した上で、確認頻度を見直すことを含め、受領した現金を速やかに処理できるよう体制を整えるなど保管リスクの軽減を図られたい。

#### 【意見】

所管課では、行旅死亡人又は亡くなられた身寄りのない生活保護受給者の葬祭を執り行っており、葬祭費用に充当し、その後相続人等に引き渡すまでの間、亡くなられた方が所持していた金銭（以下「遺留金」という。）を一時保管することになる。

遺留金の保管については、管理台帳を整備し、管理用通帳を作成はしていたものの、通帳への入金が数年分まとめて行われていた。

遺留金については、これまで保管の法的根拠が整理されていなかったが、厚生労働省及び法務省が策定した「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」が令和5年7月に改訂され、歳入歳出外現金として保管できるよう整理された。

このことから、遺留金の入出金について公式な手続を踏まえることにより保管リスクが軽減できるよう、歳入歳出外現金にて保管するよう改められたい。

##### 長寿福祉課

#### 【指摘】

奈良市老人福祉センターの管理については、指定管理者制度が導入されており、基本協定書において、指定管理料で購入した物品の所有権は市に帰属するものとされていたが、所管課は指定管理者が購入した物品の確認を行っていなかった。

このため状況を確認したところ、備品台帳への登録が必要な物品について、登録漏れの事例が複数のセンターにおいて見受けられた。

登録が漏れていた備品について速やかに現物を確認し、備品台帳への登録を行った上で、市の財産として適切に管理されたい。

#### 【指摘】

老人憩の家における屋根の塗装修繕において、前部分、後ろ部分及び煙突部分の3か所が別個に発注されていた。

それぞれの修繕の施工写真を査閲したところ、契約上の工期は異なっているものの、同一時期に撮影されたものと見受けられるものが散見された。

また、福祉センターのエアコン室外機修繕においても同様の事例が見受けられた。

これは、それぞれの修繕を一括発注した場合、予定価格の総額が50万円を超えることから競争入札を回避し、随意契約を行うために分割したことが原因であった。

同一か所の修繕を分割して発注する必要性はなく、競争入札を回避するためのこのような行為は不適正であるため、厳に慎まれない。

**【意見】**

万年青年クラブ等活動補助金の関係書類を査閲したところ、クラブ名称が異なるものの、同一場所で同一活動をしており、決算書の各項目が1円単位で一致するなどの事例が散見された。

これは、クラブ規模の大小にかかわらず補助金額が一律5万円であるため、実質同一であるクラブを分割して補助金の交付を受けているともとれる状況である。

また、大規模クラブについても、活動状況を問わず一律交付であることから、クラブ間において不均衡な状況が生じているとも考えられる。

団体の活動を推進するため補助金を交付するという目的達成に資するよう、会員数に応じ段階的に補助金額を設定するなど、補助金の見直しを検討されたい。

**【意見】**

所管課の現金実査を行ったところ、補助金交付団体である奈良市遺族会の事務を担い、いわゆる準公金を取り扱っていることがわかった。

このことについて、遺族会の規約には、事務局を福祉部に置く旨の記載があったが、所管課の事務分掌には遺族会の事務を行う旨の記載がされていなかった。

遺族会の事務局について、外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌に「奈良市遺族会の事務局に関すること。」を明記するとともに、準公金について内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

福祉医療課

**【指摘】**

後期高齢者医療保険料の滞納繰越事務において、調定額が本来の計数と異なっていた。

これは、後期高齢者医療保険料の決算額における収入済額に過誤納に伴う還付未済額が含まれている場合、翌年度の滞納繰越額を算出する際、前年度の収入未済額に還付未済額を加算する必要があり、また、加算後の額が個々の未収債権の合計額と一致するかを確認する必要があるが、そのいずれもが行われていなかったことが原因であった。

滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、個々の債権の合計額を把握した上で、適正な額で調定を行われたい。

子ども未来部

保育総務課

**【指摘】**

施設修繕の見積り合わせにおいて、契約相手方の見積書の施工内容と実際の発注内容が異なっている事例があった。

見積書は業者が受注する金額をあらかじめ示す重要な書類であり、施工内容が異なれば金額が変わる可能性があることから、見積書の施工内容は実際の発注内容と必ず一致する必要がある。

見積書を徴取することの趣旨を十分に理解の上、適正な見積り合わせを行われたい。

**【意見】**

日本スポーツ振興センター災害共済の給付金について、保護者への給付を現金で行っているため、所管課において一定期間現金を保管している状況であった。

当該給付金は、幼稚園・保育園・こども園の管理下で発生した子どもの負傷等に対する災害給付金であり、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の5第2号に基づき、歳入歳出外現金で保管することができるものである。

現金を取り扱うリスクを解消するため、歳入歳出外現金にて保管するよう改められたい。

一時保護課

**【意見】**

一時保護所食事提供業務委託において、一時保護所開設に伴い市が購入した調理器具を受託業者へ無償で貸与する契約となっていた。

業務委託については、厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」に

において、受託業者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものであることとされており、また、機械、資材等が相手方から借入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約（契約当事者双方に相互に対価的關係をなす法的義務を課する契約）による正当なものであることが必要であるとされている。

このことから、食事提供業務において使用される調理器具については、受託業者によって調達されることが基本となる。それでも、市が管理する調理器具を貸与する際には、別個の賃貸借契約を締結した上で、受託業者が費用を負担するなど、労働者派遣との違いを明確にされたい。

(企業局)

経営部

経営企画課

**【指摘】**

コロナ禍における市民生活及び経済活動を支援するため、水道料金の基本料金2か月分を減免したことに対する国からの交付金を財源とする市からの負担金を給水収益で受けていた。

給水収益は、上水道の主たる営業活動により得られた営業収益のうち、水道料金収入を勘定する科目である。

市からの負担金は、たとえ水道料金の減免額に対する補填であっても、通常の水道料金収入ではないため、給水収益で受けることは適正な経営成績等の把握を困難にするおそれがある。

適正な勘定科目で収入を受けられたい。

**【複数課にわたる共通意見】**

令和2年の民法改正に伴い、それまで催告から6か月以内に裁判上の請求等の行為を行わなければ時効の中断の効力が生じなかったものが、民法（明治29年法律第89号）第150条第1項の規定のとおり、催告を行うのみで時効の完成が6か月猶予されることとなった。

このことを受け、未収債権の時効管理の状況を確認したところ、複数課において、改正民法の内容を踏まえた時効管理ができていなかった。

時効完成日は、債権管理において重要な情報であり、とりわけ公債権においては、時効が適正に管理されていないと、不納欠損処分を消滅時効が成立した時期に適切に行うことができないおそれがある。

関係法令の最新情報について十分留意の上、適正に債権管理を行われたい。

**【複数課にわたる共通意見】**

附属機関を設置している複数課において、以下のような事例が見受けられた。

ア 附属機関の会議開催に当たっての招集起案において、主務課長が決裁していた事例

イ 附属機関の委員に対する費用弁償について、支給根拠を規定していない事例

アについては、会議の招集権は各附属機関の設置条例又は規則において、委員長選任前を除き、委員長が招集権を持つ旨が規定されている。

イについては、費用弁償は地方自治法第203条の2第5項において、条例で定めることと規定されており、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）別表第1に定められている以外の委員については、同条例第5条において、市長が定めることと規定されている。

適正に事務処理を行われたい。

**【複数課にわたる共通意見】**

郵便切手を年度末に購入したものの、使用せずに翌年度に繰り越されている事例が複数課において散見された。

年度末に購入するこのような行為は、単に予算を消化するために行っているものと見受けられる。

切手の購入に当たっては、残枚数を確認した上で追加購入の必要性を適切に判断し、計画的に執行することにより過剰な保有が生じることのないよう留意されたい。

あわせて、切手は現金等価物であり内部統制上のリスクがあることから、一定の通数を満たす部署においては「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年3月4日付け奈総文第23号通知）に基づき、料金後納郵便への移行を図り、また、使用頻度の低い端額の切手については、「別納郵便の支払い方法について」（令和元年11月26日付け奈総総号外通知）に基づき、料金別納郵便を活用することにより、保管リスクの軽減を図られたい。

（令和5年12月28日揭示済）

## 公 営 企 業

### 奈良市企業局告示第69号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年12月21日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社N-Vision	代表取締役 中村 信幸	広島市中区鶴見町8番57号	令和5年12月1日
大倭殖産株式会社	代表取締役 杉本 朝順	奈良市藤ノ木台一丁目2番15号	令和5年12月13日

(令和5年12月21日揭示済)

### 奈良市企業局告示第70号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和5年12月27日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
イースマイネ株式会社	代表取締役 佐々田 志織	大阪府豊中市庄内西町二丁目4番3号庄内駅前ビル4B	令和5年12月18日

(令和5年12月26日揭示済)